

「指定可燃ごみ袋」の 臨時措置期間延長のお知らせ

日頃より、本市環境行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
この度、指定可燃ごみ袋の納品時期が遅れることから、透明又は白色半透明の袋で可燃ごみを出せる期間を延長します。



○市販袋を用いた「可燃ごみ」の出し方について

1. 実施期間: 変更前 令和8年6月8日(月)から同年7月10日(金)収集分まで
変更後 令和8年6月8日(月)から同年8月14日(金)収集分まで
※納品状況により、臨時措置実施期間が延長になる可能性があります。
2. 対象となるごみの種類: 「可燃ごみ(燃やせるごみ)」
3. 使用できる袋: 市販の①「透明」、②「白色半透明」の袋
(25リットル～50リットルサイズ)
4. 出し方: 油性ペンで袋に「町内名」・「ごみ出しをした方の氏名」を大きく書いて、ごみステーションに出してください。
5. 備考:
 - ・他市町村の袋、レジ袋、黒袋、肥料袋、紙袋など、上記以外の袋は使用できません。
 - ・市販袋でゴミを出す場合、各世帯で購入していただく必要があります。
 - ・通常どおり、「市指定可燃ごみ袋」を利用いただくことも可能です。
 - ・袋への「可燃ごみ」との記入は不要です。

※市ホームページはこちらから
(英語での案内あり)
Information English is
available here



【問い合わせ先】
新庄市環境エネルギー課
TEL: 29-5826(直通)